

## 新任教育の教育時間数(新旧比較)

教育区分		新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文 【規則第38条 第4項】
		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限	
警備員の区分								
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)		15時間以上	15時間以上	8時間	20時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間
警備業務2級 検定の合格 証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間
警備員指導 教育責任者 資格者証の 交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該資格業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間
機械警備業務 管理者資格者証の 交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	15時間以上	免除	-	10時間以上	免除	-	表の四の項
	警備業務経験者	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
		元警察官	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-
警備業務経験者(※1)	当該警備業務に就く場合	5時間以上	5時間以上	3時間	7時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限2時間)	表の六の項
	当該警備業務以外に就く場合	5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項
元警察官(※2)		5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員